

こうち子育て家庭応援事業実施要領

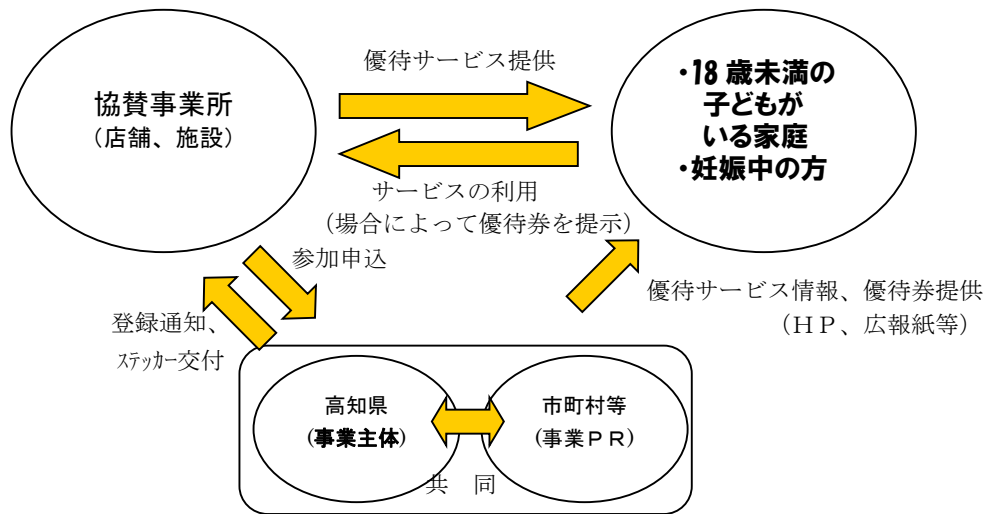
第1 趣旨

この実施要領は、高知県（以下「県」という。）が、こうち子育て家庭応援事業実施要綱に基づき実施する「こうち子育て家庭応援事業」について、必要な事項を定めます。

第2 事業内容

1 概要

子ども連れの家族あるいは妊娠中の方が、県に登録している協賛事業所を利用又は訪れた際に、優待サービスを受ける仕組みです。（優待券の提示を条件とするサービスの場合は、優待券の提示が必要となります。）



2 優待サービスの対象家庭

- ・ 児童（満18歳未満）又は満18歳となった最初の3月31日を迎えるまでの者がいる家庭
- ・ 妊娠中の方がいる家庭

3 優待サービス対象家庭の確認

- ・ 子ども連れの家族あるいは妊娠中である方に、協賛事業所を利用又は訪問していただくことが原則です。なお、協賛事業所の判断で、対象家庭であることを証明するものの提示を求めることができます。
- ・ 子ども連れあるいは妊娠中の方本人でない場合でも、対象家庭の方であることを証明するものの提示などで確認できる場合は、協賛事業所の判断でサービスを提供することができます。

4 優待サービスの内容

- ・ 協賛事業所が、自由に設定できます。（ただし、事前に県に登録していただきます。）
- ・ 協賛事業所が他に行っているサービスと重複した場合は、協賛事業所の判断に委ねます。

優待サービス事例

- | | | |
|-------------------------|--------------------|------------------|
| ・ 商品〇%割引 | ・ 毎月〇曜日は、△△%増量サービス | ・ くじ引きサービス |
| ・ じゃんけんサービス | ・ お子様ドリンク1杯サービス | ・ お子様連れ入場料1名分無料 |
| ・ 親子来場者への木の実の詰め合わせプレゼント | | ・ オリジナルしおりプレゼント |
| ・ オムツ替えスペース提供 | ・ 粉ミルク用お湯提供 | ・ ベビーカー無料貸し出し など |

5 こうち子育て家庭応援事業優待券

県は、こうち子育て家庭応援事業優待券（図柄 1）を作成し、ホームページや広報紙等で提供します。

子育て家庭等は、優待券の提示を条件とする優待サービスを受ける際には、優待券を印刷したもの、印刷したもののコピー（白黒可）、携帯電話での画面表示など視認できる方法で優待券を提示します。

6 協賛事業所

（1）応募資格

原則として、高知県内に事業所を有している事業者です。

※ 法人、個人問いません。民間事業所に限らず、公共施設も含みます。

（2）応募方法

協賛事業所に応募する事業者は、所定の参加申込書に記入し、高知県子ども・福祉政策部子育て支援課に提出します。

※ 郵送、FAX、Eメール、持参 いずれの方法でもかまいません。

（3）協賛事業所の登録

県は、参加申込書の申込内容を適当と認めるときは、協賛事業所として登録し、所定の登録決定通知書と協賛事業所ステッカーを送付します。

なお、協賛事業所の登録基準は下記のとおりとします。

登録基準

ア 子育て家庭への優待サービス内容が、「こうち子育て家庭応援事業実施要綱」の目的に合致していること。

「こうち子育て家庭応援事業実施要綱」（目的）

店舗や施設などの協力を得て、子育て家庭や妊娠中の女性に商品割引や地域製品のプレゼントなどの優待サービスを実施することにより、地域による子育て支援の雰囲気づくりを行い、地域の活性化や子どもを持つことのイメージの向上を図る。

イ 次のいずれかに該当する事業者及び取組みは、登録しない。

- ・ 宗教活動に関するもの
- ・ 政治活動に関するもの
- ・ 暴力団関係に関するもの
- ・ 法令その他公序良俗に反するもの
- ・ 特定の団体や少数の者を対象とするもの
- ・ 専ら大人を対象とした娯楽施設等が実施するもの
- ・ その他協賛事業所として知事が適当でないと認めるもの

（4）協賛事業所の登録期間

第 8 期の協賛事業所の登録期間は、令和 3 年 10 月 1 日から令和 5 年 9 月 30 日までとします。（応募は、随時受付します。）

（5）協賛事業所の登録事項の変更や協賛事業所の中止

登録事項の変更や協賛事業所の中止を行なう事業者は、所定の変更（中止）届に記入し、原則 10 日前までに、高知県子ども・福祉政策部子育て支援課に提出します。

※ 郵送、FAX、Eメール、持参 いずれの方法でもかまいません。

県は、協賛事業所の変更・中止を行ったときは、届出事業者に所定の変更通知書・中止通知書を送付します。

（6）協賛事業所ステッカーの掲示

協賛事業所は、登録時に県から受け取る協賛事業所ステッカー（図柄 2）を子育て家庭等が容易に目で確認できる場所に掲示します。

第3 事業の広報

県は、市町村や関係機関と共同し、ホームページや広報紙などで、当事業の広報、協賛事業所の募集・PRなどを行います。

第4 子育て支援パスポート事業全国共通展開

この事業と同様の事業は全都道府県で実施されており、平成28年4月から共通の相互利用・サービス提供を開始しました。

ただし、優待サービスを受けられる対象者の範囲は各県によって若干異なっており、各県の事業制度及び協賛事業所の情報は、内閣府がホームページ等で情報提供します。

(1) 利用方法

ア 高知県にお住まいの方が他県で優待サービスを受ける場合

各県において登録された協賛事業所で優待サービスを受けるにあたり、「全国共通展開ロゴマーク」(図柄3)が入ったこうち子育て家庭応援事業優待券または優待券を表示した携帯電話の画面を提示します。

イ 他県にお住まいの方が高知県で優待サービスを受ける場合

全国共通展開ロゴマーク入りのカード(パスポート)を提示します。

附 則

この要領は、平成19年6月25日から施行します。

附 則

この要領は、平成21年6月17日から施行します。

附 則

この要領は、平成21年4月1日から施行します。

附 則

この要領は、平成21年10月1日から施行します。

附 則

この要領は、平成23年10月1日から施行します。

附 則

この要領は、平成25年10月1日から施行します。

附 則

この要領は、平成27年10月1日から施行します。

附 則

この要領は、平成28年2月16日から施行します。

附 則

この要領は、平成29年10月1日から施行します。

附 則

この要領は、令和元年10月1日から施行します。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から施行します。

附 則

この要領は、令和３年１０月１日から施行します。

附 則

この要領は、令和４年１１月２５日から施行します。

図柄 1



図柄 2



図柄 3

